

＜あおしん福祉定期優利 300＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商品名	あおしん福祉定期優利 300	
2. 販売対象	別にお渡しする「あおしん福祉定期優利 300 規定」に定める福祉年金や諸手当をあおしんでお受取りいただいている方 (ご利用の際は、年金証書等を窓口へご提示いただきます。)	
3. 期間	1 年	
4. 預入		
預入方法	一括お預け入れとなります。	
預入金額	100 円以上 300 万円以内	
預入単位	1 円単位	
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しします。	
6. 利息		
適用利率	・固定金利 預入日における店頭表示の「スーパー定期 1 年もの利率に 0.5% を上乗せした利率」を満期日まで適用します。	
利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。	
計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算	
7. 税金	お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。	
8. 手数料		
9. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税 (ただし、この定期預金の預入限度額まで) でご利用いただけます。	
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	
	＜預入期間＞	＜期限前解約利率＞
	6 か月未満	解約日の普通預金利率
	6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 50%
	ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。	
11. 金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。	
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お預け入れはお一人 1 店舗に限られます。たとえば、A 支店に 10 万円、B 支店に 10 万円というように 2 店舗以上にわけてのお預け入れはできません。(ただし、当金庫本支店に限りお預け入れ先の変更ができます。) ・総合口座のお取扱いはいたしません。 ・自動継続のお取扱いはいたしません。 	
14. 預金保険について	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。) 	